

令和8年度第1回広島市安全なまちづくり推進協議会 議事要旨

1 会議名

令和8年度第1回広島市安全なまちづくり推進協議会

2 開催日時

令和8年5月27日（水曜日）午後2時00分～午後2時50分

3 開催場所

広島市役所本庁舎2階 講堂

4 出席者

(1) 協議会委員

池田ゆみ、稲村勝樹、岩崎翔太、狩谷あゆみ、香取善文、富田守、永岡敏子、西田英治、門田圭吾、山崎俊恵、山重憲三、善岡誠司、和田高明（計13名出席、金子和泰、堂本澄子 2名欠席）

(2) 事務局

市民局長、市民局次長、企画総務局情報政策課長、市民局市民活動推進課長、市民局市民安全推進課長、市民局消費生活センター所長、市民局人権啓発部男女共同参画課長、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長、こども未来局幼保企画課保育園運営指導担当課長、こども未来局こども青少年支援部青少年育成担当課長、こども未来局こども青少年支援部非行防止・自立支援担当課長、都市整備局緑化推進部緑政課長、道路交通局自転車都市づくり推進課長、道路交通局道路管理課長、道路交通局道路部道路課長、中区役所市民部地域起こし推進課長、東区役所市民部地域起こし推進課長、南区市民部地域起こし推進課長、西区役所市民部地域起こし推進課長、安佐南区役所市民部地域起こし推進課長、安佐北区役所市民部地域起こし推進課長、佐伯区役所市民部地域起こし推進課長、教育委員会学校教育部健康教育課学校安全対策担当課長（計23名出席：代理あり）

5 議題及び会議資料

別紙会議次第のとおり

6 公開・非公開の別

公開

7 マスコミ、傍聴人

傍聴人：1名

8 会議の要旨

(1) 議題(1)広島市安全なまちづくり令和7年度行動計画実施結果について

議題(2)広島市安全なまちづくり令和8年度行動計画について

市民安全推進課長が会議資料1及び2により説明。

ア 質疑応答

○ 岩崎委員

資料1「令和7年度行動計画実施結果」の21ページ「2 防犯リーダー等の人材育成への支援」についてお聞きします。安全・安心アカデミーの受講者が28人とありますが、どのような方に参加を呼びかけ、実際にどのような方が参加されたのか教えていただけますでしょうか。

○ 市民安全推進課長

安全・安心アカデミーは、広島県警が主体となり、広島市と共同で実施しているものです。

各地域の防犯リーダーや防犯活動に関心のある一般市民の方を対象に、参加希望者を募集し講習を行っています。

○ 岩崎委員

「防犯リーダー」とは、何か制度として定められているものなのでしょうか。

○ 市民安全推進課長

「防犯リーダー」とは、町内会の防犯を担当する方や各防犯連合会の方など様々な立場の方が、地域における安全安心なまちづくりの中心的な担い手として、各種の防犯活動に取り組んでいただいています。

○ 岩崎委員

資料2「令和8年度行動計画」の21ページ「1 若い世代や退職者世代の地域防犯活動団体への参加促進」についてお聞きします。

地域防犯活動団体への参加促進について、様々な主体に対してメッセージを発信するとされていますが、その対象として、例えば、各学区内にある「ひろしまLMO」など、地域の中で活動している団体にもメッセージを発信していただければと思いましたが御検討をお願いします。

○ 市民安全推進課長

貴重な御意見として承りました。今後の検討とさせていただきます。

(2) 議題(3) その他

ア 県内の犯罪情勢、警察庁推奨アプリ及び安全安心鍵かけ月間について

○ 善岡委員

県内の犯罪情勢について、資料に沿って説明します。

資料1の1は、刑法犯認知件数の推移です。青色の棒グラフは年間の刑法犯認知件数、赤色の棒グラフは本年1月から4月までの認知件数を示しています。また、グラフ内の赤いラインは、県の行動計画「減らそう犯罪」第6期ひろしまアクションプランに掲げる抑止目標である1万2,000件のラインを示しています。

年間の認知件数は、昨年中が1万4,735件で、前年比+60件となり、本年1月から4月までの認知件数は4,777件で、前年同期比+462件となり、いずれも増加しています。

続きまして、2の月別の刑法犯認知件数です。青色の棒グラフが昨年、赤色の棒グラフが本年の月別認知件数を示しています。昨年と比較すると、本年は4月までのいずれの月においても認知件数が多くなっていることが確認できます。

続きまして、3は本年4月末現在で、前年同期と比較してどのような犯罪が増減しているかを示したものです。

まず、増加件数の多い罪種については、増加順に、器物損壊が+112件、詐欺が+78件、払出盗が+47件となっています。払出盗とは、ATMで不正に取得したキャッシュカードを使用して現金を払い出す行為を指します。

次に、減少件数の多い罪種については、減少順に、万引きが－３７件、住居侵入が－２９件、空き巣が－２１件となっています。

増減表の右側にある円グラフは、刑法犯認知件数全体に占める罪種別割合を示したものです。最も多い罪種は自転車盗難で約２１％、次いで万引きが約１７％、詐欺が約１１％となっています。

県では、令和１２年までに刑法犯認知件数を１万２,０００件以下とすることを目標としていますが、この目標を達成するためには、発生件数の多い罪種をいかに減少させていくかが重要となります。

続きまして、配布資料のチラシ１枚目「安全安心鍵かけ月間」を御覧ください。県警では、例年６月を安全安心鍵かけ月間とし、住宅や乗り物などの施錠を重点的に呼びかけ、県民の防犯意識を喚起することとしています。

チラシ右側に記載のとおり、昨年中は自転車盗難の約７割、車上ねらいの約９割、侵入窃盗の約４割が無施錠の状態被害に遭っています。これらの犯罪は、施錠をしていれば防げた可能性が高く、いわば施錠が盗難防止の「カギ」となる犯罪です。

県警では、月間中に施錠の徹底を図るため、イベントや公式SNSなどを通じて広く呼びかけを行います。委員の皆様におかれましても、周囲の方々への注意喚起に御協力いただきますようお願いいたします。

続きまして、資料１の４に戻っていただき、特殊詐欺の被害状況について説明します。赤色の折れ線グラフは県内の特殊詐欺の認知件数、青色の棒グラフは特殊詐欺の被害額を示しています。

特殊詐欺の定義については、見直しを行っています。これまでは、特殊詐欺とSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺を分けて計上していましたが、全体像が分かりにくいという指摘があったこと、また総合的な対策が必要であることから、先月よりSNS型投資詐欺を特殊詐欺の一手口として位置付け、特殊詐欺の認知件数・被害額はSNS型詐欺を含めた統計としています。

これに伴い、SNS型投資詐欺およびロマンス詐欺の統計を取り始めた令和６年以降のデータについては、特殊詐欺とSNS型詐欺の合算値となっていますので、御了承ください。

令和７年の特殊詐欺の被害状況は、認知件数が８５２件で前年比＋２１１件、被害額は総額約６４億１,０００万円で、前年対比＋１９億円と著しく増加しています。本年４月末現在では、認知件数が２７７件で前年同期比＋４８件、被害額は約２１億９,０００万円で前年同期比＋約５億９,０００万円となり、件数・被害額ともに昨年を上回る状況です。こうした状況を踏まえ、県警では特殊詐欺の手口への対策に加え、犯人からの電話を県民が直接受けないようにする取組も進めています。

お手元に配布している特殊詐欺対策アプリのチラシを御覧ください。特殊詐欺では、犯行に使用された電話の約７割が国際電話であり、犯人からの電話を直接受けなければ、多くの被害を防止できると考えられます。このアプリは、国際電話に加え、詐欺に使用された可能性の高い電話番号から着信があった場合に、自動的に着信を遮断したり、警告を画面に表示したりする機能を備えています。アプリは無料で、どなたでもダウン

ロードして利用することができますので、広く周知していただきたいと考えています。

最後になりますが、モシカのリニューアルについてお知らせします。配布資料の最後のチラシを御覧ください。

減らそう犯罪広島県民総ぐるみ運動のマスコットキャラクターであるモシカは、平成18年に誕生し、本年度で20周年の節目を迎えます。本運動の一層の周知を図るため、この度、従来のイメージを継承しつつ、多くの世代から親しまれやすいデザインへとマイナーチェンジを行いました。

リニューアルしたモシカとともに、減らそう犯罪広島県民総ぐるみ運動の推進を図ってまいりますので、皆様におかれましても、引き続き運動への御協力と、モシカの積極的な御活用をお願いいたします。

私からの説明は以上です。

ア) 質疑応答

○ 山崎委員

増減罪種の中で、増加しているものとして器物損壊等が挙げられていますが、この件数の増加は、警察において器物損壊等への取締りを強化した結果なのでしょうか。

また、自転車については交通反則通告制度の導入があり、これまでも高校生などを中心に自転車のマナーアップのキャンペーンなどが実施されてきたと思いますが、こうした取組について、本年度からさらに拡充していく動きがあるのかお伺いします。

○ 善岡委員

1点目の器物損壊等の増加要因についてです。

器物損壊等は対象が幅広く、もの、建物、商業施設などがありますが、例えば建物の場合、侵入盗の前行為としてドアノブが破壊されるケースや、最近問題になっているペンキによる落書きなども器物損壊等に該当しますので、被害届を受けることがあります。

器物損壊等は侵入目的や落書きなど動機が様々であり、対策が難しい犯罪です。件数の増加については、取締りや検挙の強化によるものではなく、実際の発生件数が増加しているものと認識しています。

2点目の自転車の反則通告制度の開始に伴うマナーアップの取組についてです。

これについては、主に広島県警の交通部において各種施策が実施されています。例えば、自転車のマナーアップイベントの活動を促進するために、モデル事業所やモデル校にモデル的な取組を進めていただくことで、その成果を地域に広げていく啓発キャンペーンなどが行われています。

いずれにしても、自転車は事故だけでなく、自転車盗難もありますので、引き続き、警察としては、交通部、生活安全部が垣根を越えて、学校及び地域における取組を推進しているところです。

○ 狩谷会長

4月から自転車に関するルールが厳しくなったという報道を目にしました。私が勤務している大学では自転車通学の学生が多いのですが、ヘルメットを着用している姿はあまり見られません。

また、先ほど話に出たモデル校が大学の近くにあたり、私の居住地の高校では、自転車通学者のヘルメット着用が校則で義務化されたと報道されています。しかし、登校時にはヘルメットを着用しているものの、下校時には外している生徒が多いように感じます。日常的に詳しく観察しているわけではありませんが、自転車の危険性については以前から懸念しており、校則等でルールを厳しくしているにもかかわらず、ルールを守る人は増えていないように感じています。

この点について、どのような対策や心がけが考えられるのかお伺いします。

○ 善岡委員

各自治体では、ヘルメット購入に対する補助金制度を設けるなど、財政的・経済的な支援という取組も考えられます。

また、日本人には「周囲が着用していれば自分も着用する」という傾向があるため、着用率を高めるためには、まずモデル校などで着用者を増やしていくことが重要であると考えています。

新型コロナウイルス感染症の際も、当初はマスクの着用が広がりましたが、周囲が着用し始めたことで広がっていったという例があります。

さらに、モデル校において、ヘルメットが「被りにくい」、「被りたくない」と感じる理由を把握するため、アンケート調査を実施しています。例えば、「髪型が乱れる」といった意見に対しては、インナーパッドを使用するなど、ヘルメットを被りたくないという気持ちを少しでも和らげる取組を併せて検討しながら、施策を進めているところです。

イ 特殊詐欺対策について

市民安全推進課長が、会議資料3により防犯機能付き電話機設置等補助事業」について説明した。その後、防犯機能付き電話機の実機を用いて、具体的な機能等の紹介を行った。

ア) 質疑応答

○ 山崎委員

防犯機能付き電話機は、一般的な小売店でも購入できるとのことでしたが、防犯機能付き電話機に対する補助制度を広報するためのポスターなどは、家電量販店などで掲示されているのでしょうか。

また、詐欺防止に高い効果があるという説明については、私も実感しました。今回実施していただいたようなデモンストレーションは、他の場所でも行われているのでしょうか。

○ 市民安全推進課長

補助事業の開始前に、当課職員が近隣の家電量販店を訪問し、店員の方へチラシを渡し、購入を検討されている方に対して、補助制度があることを御紹介いただくようお願いしています。

また、デモンストレーションについては、本市では「市政出前講座」を実施しており、特殊詐欺に関する講習を希望される方に対して、御要望があれば、防犯機能付き電話機のデモンストレーションも実施したいと考えています。

警察においても、各警察署にこうした電話機のセットが用意されており、御希望が

あれば、警察・市のいずれにおいても講習を実施することが可能です。

○ 山崎委員

ぜひ積極的にお願いしたいと思います。ありがとうございます。

(3) 意見交換

意見なし

(4) 閉会